

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 五
 - 地籍調査の成果について認証した件四件 五
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 五
 - 土地改良法により換地処分をした件 五
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五
 - 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件 五
- 公 告**
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件 五
 - 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 六
 - 落札者を決定した件 六
 - 福島県教育委員会教育長 六
 - 一般競争入札を実施する件 六

告 示

福島県告示第百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年二月九日から同年六月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

（仮称）福島入江町商業施設計画 福島県福島市入江町四二番ほか
 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 片倉工業株式会社
 代表者の氏名 代表取締役社長 上甲 亮祐
 住所 東京都中央区明石町六番四号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ヨークベニマル
 代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
 住所 福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 令和三年九月二十三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 三千四十二平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 百三台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 八十七台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 百二十一平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 十四・一立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (一) 開店時刻 午前九時
 (二) 閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 数 三か所
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで

七 届出年月日
 令和三年一月二十二日
 (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商業まちづくり課)

福島県告示第百五十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和三年二月九日

- 一 調査を行った者の名称
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 調査を行った者の名称
 南会津町
 成果の名称
 南会津郡南会津町永田の一部の地籍図及び地籍簿(永田第5地区)
 (農村計画課)

福島県告示第百五十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、柳津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和三年二月九日

- 一 調査を行った者の名称
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 調査を行った者の名称
 柳津町
 成果の名称
 河沼郡柳津町大字細八の一部の地籍図及び地籍簿(細八第4地区)
 (農村計画課)

福島県告示第百五十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和三年二月九日

- 一 調査を行った者の名称
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 調査を行った者の名称
 福島市
 成果の名称
 福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿(大波第10地区)
 (農村計画課)

福島県告示第百五十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 令和三年二月九日

- 一 調査を行った者の名称
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 調査を行った者の名称
 福島市
 成果の名称
 福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿(大波第11地区)
 (農村計画課)

福島県告示第百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、和田地区に係る県営農用地災害復旧関連区画整理事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和三年二月九日

- 一 縦覧に供する書類
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
 縦覧の期間
 令和三年二月十日から
 同 年三月一日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
 相馬市役所

福島県告示第百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和三年一月二十九日金沢・北泉地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
 令和三年二月九日

- 一 縦覧に供する書類
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和三年二月九日

福島県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和三年二月九日

一 所在の不明な者の氏名 福島県知事 内堀雅雄

星英男 星ユリ子

二 通知の内容の要旨 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第三十六号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、相馬地方都市計画の変更に係る相馬地方都市計画に定めるべき事項が記載された新地町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。 令和三年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 変更がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 相馬地方都市計画道路

2 名称 三・六・一〇号浜畑磯山線 三・六・一一号榎掛田浜田線

二 都市計画の変更を定めた土地の区域

1 新たに都市計画に含まれた土地の区域

相馬郡新地町のうち、駅前一丁目及び駅前二丁目の各一部の区域、谷地小屋字榎掛田及び字萩崎の各一部の区域並びに小川字八幡前及び字浜田の各一部の区域

2 都市計画から除外された土地の区域

相馬郡新地町のうち、今泉字浜畑の一部の区域、大戸浜字南中磯塩入、字吾安谷地、字北中磯塩入、字北迫塩入、字小沢、字小沢北、字前田上、字前田西、字浜南、字前田下、字浜北及び字牛川の各一部の区域、小川字田中、字谷地畑、字谷地添、字アカト、字深町、字浜田及び八幡前の各一部の区域、駅前一丁目及び駅前二丁目の各一部の区域、谷地小屋字町裏、字中浜田、字南谷地、字谷地田、字榎掛田及び字萩崎の各一部の区域並びに大字埴木崎字埴南浜田、字台前、字作田、字西田、字作田後、字南向、字南向浜田、字北向浜田及び字磯山の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

公 告

公告第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 令和三年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 舘岩土地改良区

退任した役員

氏名

星利一

Table with columns for name, residence, and address details for the land improvement district.

同	芳賀 忠男	同	町福渡一六〇番地
同	芳賀 敏明	同	町福渡六一番地
同	小勝 牧男	同	町前沢七〇番地
同	小勝 信一	同	町前沢一一五番地
同	小勝 周一	同	町前沢八三番地
同	小山 登	同	町塩ノ原四九八番地
同	星 宏	同	町塩ノ原五〇〇番地
同	星 清次	同	町塩ノ原四六二番地
同	赤松 明治	同	町塩ノ原五四八番地
同	星 榮	同	町たのせ四三番地
同	芳賀 久	同	町福渡六四番地
同	芳賀 一男	同	町塩ノ原五一六番地
同	星 廣政	同	町たのせ四〇番地

(農村計画課)

公告第二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和三年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津北部土地改良区

退任した役員	氏名	住所
理事	穴澤 晃	喜多方市熊倉町熊倉七五四番地
同	佐藤 雄一	市関柴町下柴字石堂二四一一番地
同	齋藤 勇	市塩川町新井田谷地字新井田谷地二〇四番地
同	玄永 久雄	市熱塩加納町宮川字岩尾三二四五番地の一
同	穴澤 貞夫	市松山町鳥見山字中井戸尻三八〇五番地
同	風間 勝	市豊川町米室字高吉四三三八六番地
同	岩崎 茂治	市慶徳町豊岡字今町四五二番地
同	岩淵 真祐	市岩月町大都字宮ノ前二〇一四番地
同	飯野 利光	市上三宮町三谷字五分一四九九五番地
同	山田 義人	市塩川町四奈川字西鏡召二〇三九番地の一
同	猪俣 孝司	市熱塩加納町熱塩字田仲前丙二六九三番地
同	鈴木 定芳	市熱塩加納町大字下吉字吉村一二九二番地
同	遠藤 忠一	市熱塩加納町大字三谷字南宅地三〇七九番地
同	堀 利和	市字市道八七一〇番地
同	遠藤 俊一	市熱塩加納町米岡字田中丁四〇四番地

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	佐藤 雄一	喜多方市関柴町下柴字馬場田八一番地一
同	鈴木 定芳	市熱塩加納町大字下吉字吉村一二九二番地
同	山田 義人	市熱塩加納町四奈川字西鏡召二〇三九番地の一
同	遠藤 俊一	市熱塩加納町米岡字田中丁四〇四番地
同	岩淵 真祐	市岩月町大都字宮ノ前二〇一四番地
同	猪俣 孝司	市熱塩加納町熱塩字田仲前丙二六九三番地
同	飯野 利光	市上三宮町三谷字五分一四九九五番地
同	岩崎 茂治	市慶徳町豊岡字今町四五二番地
同	庄司 英喜	市松山町鳥見山字南屋敷六二四〇番地
同	高崎 弘明	市豊川町沢部字長尾一九一五番地
同	羽曾部 祐仁	市熊倉町熊倉字熊倉八〇二番地
同	横山 敏光	市塩川町小府根字六角四〇〇番地
同	遠藤 忠一	市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地
同	遠藤 和夫	市熱塩加納町大字北山字鶏林三五〇一五番地
同	堀 利和	市熱塩加納町吉沖字亀ヶ台二〇三五番地
同	慶徳 榮喜	市熱塩加納町大字北山字村ノ内四一八三番地
同	大竹 良幸	市熱塩加納町大字北山字村ノ内四一八三番地

(農村計画課)

公告第二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、とうわ東地区に係る県営中山間地域総合整備事業の工事は令和二年三月二十六日完了したので公告する。
令和三年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

公告第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、東根堰地区に係る県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)の工事は令和二年四月二十一日完了したので公告する。
令和三年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

公告第二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、

福島県知事 内堀雅雄

堀沢地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業））の工事は令和二年十二月二十三日完了したので公告する。
令和三年二月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

公告第29号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年2月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
クイックパーテーション（屋根有）ほか計2品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
東洋安全防災株式会社 福島県いわき市平塩字風内73番地の2
- 5 落札金額
66,022,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年12月4日

（入札用度課）

公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか98施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年2月9日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県教育センターほか98施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和3年6月1日から令和4年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか98施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者とし

- て登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年3月2日(火)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課
電話024-521-8613
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年3月2日(火)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和3年2月9日(火)から同年3月2日(火)まで(土曜日、日曜日及び同年2月11日並びに同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年2月22日(月)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和3年3月24日(水)午後2時
(2) 場所 福島県庁西庁舎3階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年3月23日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った入札者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 98 other facilities
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 24 March 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 23 March 2021
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-8613

(財 務 課)